



# 栃木県公報

平成26年  
3月14日(金)  
第2563号

## 目次

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請	199
○森林法第189条の規定に基づく告示	200
○同	201
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	203
○道路の区域の変更	203
○道路の供用開始	204

### 公 告

○ふ化業者の登録	205
○基本測量の終了	205

### 人事委員会

○平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕(第1回)、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕(第1回)及び栃木県警察官(特別区分)採用試験〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕の実施	205
---	-----

### 監査委員

○監査結果の公表	211
○監査の結果に基づく措置状況の公表	215
○地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査結果の公表	215

### 調達等公告

○入札公告	219
-------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第104号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第4項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成26年4月28日までに栃木県北環境森林事務所に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富一

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
有限会社柳産業 代表取締役 柳 相男  
東京都府中市四谷六丁目19番地の7
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
栃木県那須塩原市百村字笹野曾里3-170外
- 産業廃棄物処理施設の種類

最終処分場（安定型）

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）及びがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日  
平成24年11月9日
- 6 縦覧場所  
栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県北環境森林事務所及び那須塩原市生活環境部環境対策課
- 7 縦覧期間  
平成26年3月14日から同年4月14日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 8 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の記載事項
  - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
  - (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

栃木県告示第105号

平成26年1月28日付け栃木県告示第34号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明のため通知ができなかったほか、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関係市役所
高根沢春吉		那須塩原市役所
室井酉吉		同
菊地作治	那須郡高林村大字百村100	同
滝田太郎	同 黒羽町大字黒羽向町30	同
室井仲藏	同 高林村大字板室11	同
高根沢市藏	同 同 同 20	同
室井午之助	同 同 同 668	同
室井豊太郎	同 同 同 675	同
高根沢兵右エ門	同 同 同 30	同
高根沢丑之助	同 同 同 32	同
室井好野	同 同 同 683	同
室井兼次郎	同 同 同 360	同
月井半左エ門	同 同 同 2	同

月井幸助	那須郡高林村大字板室 4	那須塩原市役所
月井留吉	同 同 同 5	同
月井友吉	同 同 同 49	同
室井勘一	同 黒磯町同 668	同
月井勲	同 同 同 49	同
唐木澤陽子	東京都杉並区永福三丁目21-17	同
村松正男	那須郡黒磯町高砂町 1-24	同
村松正男	同 同 大字黒磯209-36	同

## 栃木県告示第106号

平成26年1月31日付け栃木県告示第38号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係町役場の掲示場に掲示したので告示する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 町 役 場
佐藤信久	千葉県浦安市当代島一丁目17-31-502号（パレドールシンユウ）	那須町役場
佐藤真久	東京都新宿区中里町 6-1（パーク・ハイム神楽坂201）	同
畔上享子	同 豊島区北大塚三丁目 5-13	同
西村中子	兵庫県西宮市宮西町35-1	同
畔上龍臣	黒磯市島方632-8（中町ハイツ102号）	同
今里力枝	東京都渋谷区代々木初台町539	同
今里美知康	同 同 同 同	同
今里明弘	同 中央区銀座東五丁目 1	同
井上一晃	同 渋谷区幡ヶ谷本町二丁目192	同
井上旭	同 同 同 同	同
長根節子	那須郡那須町大字湯本33	同
市川隼	東京都目黒区上目黒七丁目1008	同
志水楠男	同 新宿区下落合二丁目625	同
海藤日出男	同 同 西落合一丁目149	同
磯嘉一郎	同 江戸川区平井二丁目20-3	同
原豊	同 杉並区松庵三丁目40-8（コーポ清明302号）	同
中川晴之助	同 同 永福町404	同
渡辺峯樹	神奈川県川崎市多摩区片平2215	同
太田次男	東京都渋谷区隠田二丁目25	同
小林里奈	神戸市東灘区青木二丁目10-20-308号	同
豊福知徳	東京都三鷹市牟礼227	同

舟越保武	東京都世田谷区世田谷四丁目682	那須町役場
砂原美智子	同 目黒区下目黒四丁目810	同
宗村弥生	新潟県三条市大字三條字鍛冶町754	同
加藤ミキ	東京都新宿区神楽坂二丁目20	同
澤田一男	同 品川区大井一丁目3-3	同
竹内善太郎	同 練馬区大泉町三丁目5-18-301号	同
亀谷源次郎	横浜市神奈川区神之木台10-22	同
伊藤弘子	東京都杉並区永福町399	同
戸田恭子	同 目黒区駒場町761	同
佐藤篤司	同 渋谷区中通三丁目42-7	同
上條亘弘	同 目黒区中根町44	同
上條友子	同 同 同 同	同
飯田義次	岡山県総社市真壁1557	同
小松みよ子	東京都文京区本駒込四丁目10-4	同
村野晃一	同 同 林町57	同
宮内義治	同 港区芝三田小山町25	同
廣静子	兵庫県尼崎市塚口字又太郎免1194-39	同
木下まこ	東京都品川区東五反田一丁目8-4-301号	同
小宮山重四郎	埼玉県川越市大字小仙波4	同
木下慧三路	東京都品川区東五反田一丁目8-4-301号	同
高田博厚	同 新宿区西落合一丁目303	同
足立正子	同 品川区大井金子町5900	同
宮田照子	同 世田谷区野沢町一丁目239	同
武井美枝	同 渋谷区豊分町34	同
白壁武博	同 同 原宿三丁目271	同
森田議康	横浜市港南区笹下七丁目6-6	同
當津正雄	東京都大田区田園調布四丁目24-16	同
加藤修平	同 目黒区駒場町861	同
加藤洋子	同 同 同 同	同
加藤純子	同 同 同 同	同
中路正	同 大田区上池上町839	同
宮久昭生	同 同 田園調布三丁目41-14	同
山田タミ	北海道千歳市栄町五丁目6	同
山地良一	大阪府南河内郡美陵町岡640-4	同
小島ミキ	東京都豊島区椎名町七丁目3878	同
宮本彰彦	横浜市港北区樽町二丁目9-15 (コーポアンデール二201)	同
竹谷智子	東京都杉並区宿町149	同
宮下精子	同 台東区浅草鳥越一丁目15	同

(森林整備課)

栃木県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
石橋総合病院	下野市石橋628	医療法人社団友志会 理事長 正岡 太郎	平成26年 3月1日	精神通院医療
りんご薬局	日光市木和田島3041-1	株式会社MTファルマ 代表取締役 和貝 真弓	平成26年 3月1日	精神通院医療
小沢薬局	那須塩原市五軒町1-31	小沢 祥子	平成26年 3月1日	精神通院医療
カワチ薬局大曾店	宇都宮市大曾3-4-5	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	平成26年 3月1日	精神通院医療
カワチ薬局三の沢店	宇都宮市鶴田町1744-29	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	平成26年 3月1日	精神通院医療
氏家中央薬局	さくら市向河原4087-2	株式会社レオファーマシー 代表取締役 小野崎 悟	平成26年 3月1日	精神通院医療
君島薬局	那須塩原市高林377	君島 英一	平成26年 3月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年3月14日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
25	前	那須烏山市神長444-1 から 那須烏山市月次419-1 まで	10.6 ~ 20.8	91.4	
	後	那須烏山市神長444-1 から 那須烏山市月次419-1 まで	10.6 ~ 23.2	91.4	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 黒田市塙真岡線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
80	前	芳賀郡市貝町大字続谷858から 芳賀郡市貝町大字続谷859まで	7.0～9.0	20.0	
	後	芳賀郡市貝町大字続谷858から 芳賀郡市貝町大字続谷859まで	12.0～19.0	20.0	

## Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 板荷玉田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
164	前	鹿沼市見野字原973-12から 鹿沼市見野字下原50-2まで	6.9～8.9	1,240.0	
	後	鹿沼市見野字原973-12から 鹿沼市見野字下原50-2まで	10.1～15.5	1,240.0	

## Ⅳ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小山都賀線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
296	前	栃木市大塚町字伊勢325-2から 栃木市大塚町字伊勢331-1まで	5.9～6.0	79.6	
	後	栃木市大塚町字伊勢325-2から 栃木市大塚町字伊勢331-1まで	6.1～6.5	79.6	

## 栃木県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年3月14日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
25	主 要 地 方 道 那須烏山矢板線	那須烏山市神長444-1から 那須烏山市月次419-1まで	平成26年3月14日
69	主 要 地 方 道 宇 都 宮 茂 木 線	芳賀郡市貝町大字市塙1216-2から 芳賀郡市貝町大字市塙3608まで	平成26年3月16日 午後2時
80	一 般 県 道 黒 田 市 塙 真 岡 線	芳賀郡市貝町大字続谷858から 芳賀郡市貝町大字続谷234-1まで	平成26年3月14日

240	一般県道 石裂上日向線	鹿沼市上久我942-1から 鹿沼市上久我789-2まで	平成26年3月14日
296	一般県道 小山都賀線	栃木市大塚町字伊勢325-2から 栃木市大塚町字伊勢331-1まで	平成26年3月14日
317	主要地方道 宇都宮真岡線	宇都宮市石井町3373-9から 宇都宮市石井町3351-2まで	平成26年3月14日

(道路保全課)

## 公 告

### ○ふ化業者の登録

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
北25-1	平成26年2月27日	有限会社高橋孵卵場 那須烏山市谷浅見1265番地	有限会社高橋孵卵場 那須烏山市谷浅見1265番地

(畜産振興課)

### ○基本測量の終了

平成25年5月31日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）
- 作業地域  
那須塩原市及び那須郡那須町（国土調査に伴う基準点測量）  
日光市（電子基準点現地調査）
- 作業期間  
平成25年6月10日から平成26年2月28日まで

(監理課)

## 人 事 委 員 会

### ○平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕の実施

平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成26年3月14日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

平成26年度栃木県警察官採用試験〔大学卒業者〕（第1回）、栃木県警察官採用試験〔高校卒業者等〕（第1回）及び栃木県警察官（特別区分）採用試験〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕を次のとおり行います。

### 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
大学卒業者（男性）	130名程度
大学卒業者（女性）	20名程度
高校卒業者等（男性）	25名程度
高校卒業者等（女性）	4名程度
特別区分〔国際捜査官〕	1名
特別区分〔サイバー犯罪捜査官〕	2名

### 2 受験資格

試験区分	年齢・性別	学歴等
大学卒業者（男性）	昭和56年4月2日以降に生まれた男性	(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）
大学卒業者（女性）	昭和56年4月2日以降に生まれた女性	
高校卒業者等（男性）	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性	上記以外の者
高校卒業者等（女性）	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性	
特別区分	次のいずれかに該当する者で、以下の技能知識等を有している者。性別は問いません。 (1) 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） (2) 平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者（別表参照）	
	国際捜査官	ポルトガル語の堪能な者。
	サイバー犯罪捜査官	情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）に合格した者。

※特別区分の詳細については、人事委員会事務局又は警察本部警務課までお問い合わせください。

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合格者発表 ※3
第 一 次 試 験	平成26年5月11日(日) 大学卒業者・特別区分〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕 受付 8:50～9:25 説明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:30 作文試験 13:30～14:30 専門試験 15:00～16:30 (専門試験は特別区分のみ) 高校卒業者等 受付 8:50～9:25 説明 9:30～10:00 教養試験 10:00～12:00 作文試験 13:30～14:30	大学卒業者(男性) 高校卒業者等(男性) 特別区分〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕 宇都宮市若草2-3-76 栃木県警察学校  大学卒業者(女性) 高校卒業者等(女性) 宇都宮市若草2-2-46 栃木県立宇都宮中央女子 高等学校	5月20日(火)(予定)に 県庁屋外掲示場を受験番号 を掲示して発表するほか、 合格者に通知します。
	身体・体力・ 適性検査	5月29日(木)又は5月 30日(金) ※1	栃木県警察学校
口述試験	6月30日(月)～7月11 日(金)のいずれか1日 (土・日除く。) ※2		

※1 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※2 具体的な日時等は、身体・体力・適性検査日にお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及びモバイル版ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目(配点)	内 容
第 一 次 試 験	教 養 試 験 (100点) ※特別区分は (50点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 試験の程度は、大学卒業者及び特別区分〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕は大学卒業程度、高校卒業者等は高校卒業程度です。 出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈
	専 門 試 験 (50点) ※特別区分の み	〔国際捜査官〕 国際捜査等に従事する警察官として必要な語学力(ポルトガル語)について、記述式による筆記試験を行います。試験の程度は、日常生活や職業上の用務で、必要な文章を読む、書くことができる程度です。
		〔サイバー犯罪捜査官〕 サイバー犯罪捜査等に従事する警察官として必要な専門的知識について、記述式による筆記試験を行います。試験の程度は、情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)合格相当以上です。
第 二 次 試 験	作 文 試 験 (50点)	警察官として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。(60分:800字程度) 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、第1次試験合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。



(6) 配点は各区分10点です。

区 分	資 格
ア 英 語	(ア) 実用英語技能検定（英検） 2級以上 (イ) T O E I C 470点以上 (ウ) T O E F L < P B T > 460点以上、< C B T > 140点以上、< i B T > 48点以上 (エ) 国際連合公用語英語検定（国連英検） C級以上
イ 中国語	(ア) 中国語検定 3級以上 (イ) 漢語水平考試 4級以上 (ウ) 中国語コミュニケーション能力検定（T E C C） 400点以上
ウ 韓国語	(ア) ハングル能力検定 準2級以上 (イ) 韓国語能力試験 4級以上
エ 財 務	日商簿記検定 2級以上
オ 情 報	情報処理技術者試験（国家試験）に合格した者
カ 柔 道	初段以上（講道館認定に限る。）
キ 剣 道	初段以上（全日本剣道連盟認定に限る。）

## 5 合格から採用まで

(1) 試験区分〔大学卒業者〕と特別区分の最終合格者の採用予定日は次のとおりです。

区 分	採 用 予 定 日
大学を卒業している男性・女性	平成26年10月1日又は平成27年4月1日
大学卒業見込みの男性・女性	平成27年4月1日

なお、大学卒業見込みで受験した方は、平成27年3月31日までに卒業できなかった場合は採用されません。（特別区分の受験資格(1)該当の方を除きます。(2)イ該当の方は個別にお問い合わせください。）

(2) 試験区分〔高校卒業者等〕の最終合格者の採用予定日は、男性は平成26年10月1日、女性は同年10月1日又は平成27年4月1日です。

(3) 採用決定後は巡查に任命され、栃木県警察学校に入校し、初任科生として一定期間の初任教養を受けた後、県内の各警察署（交番）に配属されます。

## 6 給与及び待遇

(1) 給料及び諸手当

平成26年4月1日現在における初任給（給料）は大学卒で204,500円、短大卒で187,500円、高校卒で172,000円ですが、官公庁、会社等に勤務した経験のある者は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

(2) 被服

被服は、制服のほか、靴、靴下、手袋等が現品で支給されます。

(3) 住宅

警察学校や各警察署には、職員住宅、独身寮があります。

(4) 医療

地方公務員等共済組合法により、本人・家族とも病気にかかったときは3割（義務教育就学前の場合は2割）負担で治療が受けられます。警察本部には保健室があり、常勤の保健師が健康相談に応じています。

## 7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、栃木県内の各警察署、交番、駐在所、県庁総合案内、県民プラザ、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布しているほか、栃木県人事委

員会のホームページからダウンロードできます。

(1) 郵送・持参による場合

申込先 申込方法	<p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。</p> <p>栃木県警察本部警務課 〒320-8510 宇都宮市埜田1-1-20 フリーダイヤル 0120-48-6106 電話 028-621-0110 (内線2652)</p> <p>及び県内の各警察署、交番、駐在所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部警務課に直接持参する場合を除き、受験票に、宛先を明記し、52円分の切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズ用の用紙に印刷し、受験票を切り離して52円の郵便はがきに貼り、宛名を明記してください。</li> <li>・申込みの時には受験票に写真を貼らず、第1次試験当日に貼って持参してください。</li> <li>・郵送の際は、封筒の表に「警察官試験受験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。</li> </ul> <p>※申込書は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。</p> <p>なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書の受付終了後、受験票が返送されます。</li> <li>・受験票が到着しないときは、4月28日(月)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。</li> </ul>
受付期間	<p>(郵送) 3月14日(金)～4月18日(金)(消印有効)</p> <p>(持参) 3月14日(金)～4月18日(金) 8時30分～17時15分</p>

(2) インターネット(電子申請)による場合

申込先 申込方法	<p>栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「到達のお知らせ」が電子メールで送信されます。</li> <li>・申込みの受付終了後、「結果通知発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日・祝日は含まない。))</li> <li>・受験票を各自でA4サイズ用の用紙に印刷し、署名及び写真を貼り、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・「結果通知発行のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、4月15日(火)までに警察本部警務課まで電話で照会してください。</li> <li>・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> </ul>
受付期間	<p>3月14日(金) 8時30分～4月10日(木) 17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込み手続を行ってください。</p> <p>電子申請システムの定期・臨時の保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。定期保守は毎月第二水曜22:30～翌8:00、毎週金曜3:00～3:30です。</p>

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
----------	------	--------	------

第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

〔別表〕

※ 「2 受験資格 学歴等 (大学卒業者)」の「(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～9のとおり、「(特別区分〔国際捜査官、サイバー犯罪捜査官〕)」の「イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者」については下記の1～6及び8のとおりです。詳細は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

1	短期大学、高等専門学校を卒業した者等で、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
2	防衛大学校、防衛医科大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校の大学部又は国立看護大学校を卒業又は修了した者及び平成27年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者
3	外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
5	我が国において、外国の大学の課程（当該外国の学校教育における16年以上の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成27年3月31日までに修了する見込みの者
7	大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で、平成5年4月1日以前（医学等を履修する博士課程への入学については平成3年4月1日以前）に生まれた者
8	学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者
9	教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で平成5年4月1日以前に生まれた者

## 監 査 委 員

### 栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月14日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	金	井	弘
同	鈴	木	誠
			一

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成26年1月	平成24年度 平成24年度及び平成25年度（9月末現在） 平成24年度及び平成25年度（10月末現在）	給与については予備監査実施日まで 県土整備部出先機関の監査対象期間は 平成24年度
平成26年2月	平成24年度 平成24年度及び平成25年度（11月末現在）	

## 第3 監査の結果

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
那 須 学 園	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
計 量 検 定 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 労 政 事 務 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小 山 労 政 事 務 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大 田 原 労 政 事 務 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 労 政 事 務 所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
大 田 原 土 木 事 務 所	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏 山 土 木 事 務 所	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 土 木 事 務 所	平成26年1月21日	委託事務のうち、道路保全事業費に係る道路維持管理業務委託の設計積算において、道路構造物修繕工（集水柵蓋補修）の材料単価の計上を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件1,060千円あった。
矢 板 土 木 事 務 所	平成26年1月24日	契約検収事務のうち、快適な道づくり事業費に係る起業地管理業務委託において、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上の建設工事等関連業務委託については「金銭的保証」を付すこととされており、契約金額の10分の1以上の現金又はこれに代わるものを納付させなければならないが、納付されていない不適切な契約となっていた。
鹿 沼 土 木 事 務 所	平成26年1月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 土 木 事 務 所	平成26年2月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安 足 土 木 事 務 所	平成26年2月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 土 木 事 務 所	平成26年2月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
足 利 高 等 学 校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

足利女子高等学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成26年1月10日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さくら清修高等学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成26年1月14日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成26年1月14日	給与事務のうち、超過勤務手当の支給において、支給の対象となる時間は、超過勤務命令時間から休憩時間を差し引いた時間とすべきところ、この差引きをしなかったため、過支給となっているものが18件51,341円あった。
佐野松桜高等学校 (「佐野松陽高等学校、 田沼高等学校」を含む。)	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成26年1月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成26年1月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡工業高等学校	平成26年1月23日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、基準日以前6か月の全期間を除算したため、支給不足となっているものが1件265,809円あった。
上都賀教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足教育事務所	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東高等学校 (「宇都宮東高等学校附 属中学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光明峰高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木女子高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

栃木農業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木商業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬生高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 (「佐野高等学校附属中学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校 (「佐野女子高等学校」を含む。)	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利南高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利工業高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒羽高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須清峰高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
高根沢高等学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
のぞわ特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
富屋特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南那須特別支援学校	平成26年1月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成26年1月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾学校	平成26年1月28日	給与事務のうち、期末手当において、再任用職員の支給割合の適用を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,685円あった。
河内教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない育児休業職員は支給除外とするところ、週休日である産後休暇日を勤務した期間に相当する期間としたことから、過支給となっているものが1件285,429円あった。

		給与事務のうち、期末手当において、支給割合の適用を誤ったことから、支給不足となっているものが1件79,380円あった。
芳賀教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日現在勤務している職員について、基準日以前6か月の期間のうち一部無給休職となっていた期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件235,349円あった。
塩谷南那須教育事務所	平成26年2月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月14日

栃木県監査委員 渡 辺 渡  
 同 早 川 尚 秀  
 同 金 井 弘 行  
 同 鈴 木 誠 一

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
とちぎりハビリテーションセンター	平成25年7月9日	契約検収事務のうち、廃棄物品処分の委託において、処分事業者から見積書を徴取せずに、収集運搬事業者から提出された見積書に基づいて、契約を締結していた。また、正当債権者である処分事業者からの支払いに関する委任状が提出されていないにもかかわらず、他者に支払っているものがあった。	今後、同様な事例を発生させないよう、今回の指摘事項を重く受け止め、廃棄物品の処分契約事務にあたっては、関係法令規則等の習熟に努め、適正な執行に留意するとともに、確認体制を強化しつつ、事務取扱の徹底を図ってまいります。
		給与事務のうち、通勤手当において、支給停止の情報登録入力を誤ったため、支給漏れとなっているものが1件91,820円あった。	支給漏れ分については、速やかに修正入力を行い、追給しました。今後は、給与登録決裁時の確認作業をより徹底するとともに、支給を受ける職員側も給与支給明細書で支給内容を確認するよう周知徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年3月14日

栃木県監査委員 渡 辺 渡  
 同 早 川 尚 秀  
 同 金 井 弘 行

## 同 鈴 木 誠 一

監査対象機関名	監査年月日	監査対象年度	監査の対象	監査の結果
学校法人 矢板中央高等学校	平成25年 11月5日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 宇都宮学園	平成25年 11月12日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 永井学園	平成25年 12月20日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 小野瀬学園	平成26年 1月14日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県育英会	平成26年 1月24日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・栃木県育英会事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学校法人 北関東カトリック 学園	平成26年 1月28日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
日本赤十字社 栃木県支部	平成25年 11月5日	平成24年度	次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・救急医療施設運営費等補助金 ・へき地医療施設運営費等補助金 ・救急救命士病院実習受入促進事業費補助金 ・緊急分娩体制整備事業費補助金 ・女性医師等就労支援事業費補助金 ・勤務環境改善支援事業補助金 ・周産期医療施設設備整備費補助金 ・小児医療施設設備整備費補助金 ・災害拠点病院設備整備支援事業費補助金 ・災害拠点病院医療体制支援事業費補助金	補助金等に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地巡回診療車整備支援事業費補助金</li> <li>・地域周産期医療機関運営費補助金</li> <li>・DMAT体制整備支援事業費補助金</li> <li>・地域医療に係る県民協働事業費補助金</li> <li>・栃木県がん診療連携拠点指定病院機能強化事業費補助金</li> <li>・感染症指定医療機関運営費等補助金</li> <li>・歯科保健医療事業費補助金</li> <li>・臨床実習シミュレーター等設備整備事業補助金</li> <li>・集学的治療実施体制整備事業費補助金</li> <li>・救命救急センター「血管造影装置」整備事業費補助金</li> <li>・医療連携体制基盤整備事業費補助金</li> <li>・栃木県公的医療機関等整備資金貸付金</li> </ul>	
一般社団法人 栃木県産業会館	平成26年 1月21日	平成24年度	<p>次の負担金に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設 の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県区分所有に係る共用経費負担金</li> <li>・栃木県産業会館</li> </ul>	負担金及び公の施設の管理に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県中小企業 団体中央会	平成25年 10月18日	平成24年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業組合等経営支援事業費補助金</li> </ul>	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
小山商工会議所	平成25年 11月22日	平成24年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業経営支援事業費補助金</li> </ul>	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
那珂川町商工会	平成26年 1月14日	平成24年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業経営支援事業費補助金</li> </ul>	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
足利市坂西商工会	平成26年 1月17日	平成24年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業経営支援事業費補助金</li> </ul>	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
一般社団法人 とちぎ農産物マー ケティング協会	平成26年 1月24日	平成24年度	<p>団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資金</li> </ul>	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ農産物マーケティング推進等補助金</li> <li>・県産農産物需要創出促進事業費補助金</li> <li>・とちぎ農産物等輸出リスタート事業費補助金</li> <li>・園芸生産組織強化対策事業費補助金</li> <li>・園芸産地総合戦略支援事業費補助金</li> <li>・県産農産物風評払拭推進事業費委託金</li> <li>・県産農産物の安全安心PR事業費委託金</li> <li>・農林水産祭啓発行事「実りフェスティバル」出展委託金</li> </ul>	
酪農とちぎ農業協同組合	平成25年11月19日	平成24年度	<p>次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業近代化資金利子補給金</li> <li>・生産性の高い酪農経営支援推進事業費補助金</li> <li>・栃木県土上平放牧場</li> <li>・栃木県霧降高原牧場</li> </ul>	補助金等及び公の施設の管理に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
関東自動車株式会社	平成26年2月4日	平成24年度	<p>次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県バス運行対策費補助金</li> <li>・栃木県生活バス路線維持費補助金</li> <li>・人にやさしいバス整備事業費補助金</li> </ul>	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県道路公社	平成26年2月7日	平成24年度	<p>団体の運営状況及び次の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資金</li> <li>・地方職員共済組合負担金</li> <li>・平成24年度塙田駐車場早期償還資金貸付金</li> <li>・平成24年度塙田駐車場早期償還事業費補助金</li> <li>・事業資金借入に係る債務保証</li> </ul>	団体の運営及び補助金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
栃木県住宅供給公社	平成26年2月7日	平成24年度	<p>団体の運営状況及び次の負担金に係る出納その他の事務の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資金</li> <li>・地方職員共済組合団体共済部</li> <li>・地方公共団体負担金</li> </ul>	団体の運営及び負担金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
とちぎ県南不動産業協同組合	平成26年2月7日	平成24年度	<p>公の施設の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足利地区県営住宅</li> <li>・佐野地区県営住宅</li> </ul>	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

国民体育大会 栃木県委員会	平成26年 1月10日	平成24年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・国民体育大会派遣費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
北関東総合 警備保障 株式会社	平成26年 1月17日	平成24年度	公の施設の管理状況 ・栃木県グリーンスタジアム	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公益財団法人 栃木県暴力追放 県民センター	平成26年 1月31日	平成24年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・公益財団法人栃木県暴力追放県民センター補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

## 調達等公告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年3月14日

栃木県知事 福田 富一

I

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成26年度公共用水域水質常時監視業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県内

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 環境省で実施した「環境測定分析統一精度管理調査」に、平成23年度から平成25年度までの期間内で2回以上参加している者であること。
- (5) 計量法第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者であり、同法第122条に基づく同法施行規則第50条第1項第1号による環境計量士（濃度関係）の登録を受けている者が2名以上担当する体制をとれる者であること。
- (6) 分析業務を5名以上で担当する体制をとれる者であること。
- (7) 試料採取当日に分析に着手できる体制をとれる者であること。

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県環境森林部環境保全課水環境担当 電話 028-623-3189
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成26年3月26日（水）午後2時00分 栃木県庁本館10階会議室4
- (3) その他  
入札説明書は、平成26年3月14日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前

9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更 平成26年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

## II

### 1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 平成26年度渡良瀬川上流水域水質監視業務委託

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所 沢入発電所渡良瀬川取水堰 他

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成26年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 環境省で実施した「環境測定分析統一精度管理調査」に、平成23年度から平成25年度までの期間内で2回以上参加している者であること。

(5) 計量法第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者であり、同法第122条に基づく同法施行規則第50条第1項第1号による環境計量士（濃度関係）の登録を受けている者が2名以上担当する体制をとれる者であること。

(6) 分析業務を5名以上で担当する体制をとれる者であること。

(7) 試料採取当日に分析に着手できる体制をとれる者であること。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県環境森林部環境保全課水環境担当 電話 028-623-3189

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年3月26日（水）午後2時30分 栃木県庁本館10階会議室4

(3) その他 入札説明書は、平成26年3月14日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更 平成26年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(環境保全課)